

3感対第2265号  
令和4年1月18日

各 市 町 村 長 殿

愛 知 県 知 事

64歳以下の方に対する前倒し接種の開始時期の繰上げについて（通知）

日頃は、本県の新型コロナワクチン接種体制の確保について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県の新型コロナワクチンの3回目接種について、令和4年1月14日付け3感対第2258号の通知により、医療従事者や高齢者等を除いたその他一般の者においては、3月から接種間隔を6か月に前倒して接種できるものとしたところです。

しかしながら、現在、「オミクロン株」による感染が急速に拡大している中で、若年者への感染が増加しつつあり、現役世代や若者への感染拡大を防ぐためにも、更なるワクチン接種の前倒しを進めていくことが必要です。

こうしたことから、本県としては、その他一般の者に対する接種間隔6か月の前倒し接種の開始時期を更に1か月繰り上げ、2月から実施することといたします。

なお、その他一般の者の接種においては、原則、接種券が必要となりますので、各市町村においては、この趣旨をご理解いただき、順次、接種券の更なる前倒し発送を進めてください。

本件については、公益社団法人愛知県医師会及び一般社団法人愛知県病院協会にも通知します。